

学校感染症に罹患した場合の対応

岐阜県立池田高等学校

下記の感染症は学校保健安全法の定めにより、「学校感染症」に指定されています。学校感染症に罹患した場合は、感染の拡大を防ぐために出席停止の措置をとります。各感染症の出席停止期間は下記のとおりです。医師の指示に従って対応してください。

医師から学校感染症と診断された場合は、速やかに学校に報告してください。そして、学校復帰時に「学校感染症による出席停止証明書」を提出してください。なお、各医療機関によっては証明書の記入に文書料が発生する場合がありますが、保護者負担とさせていただきますのでご了承ください。「学校感染症による出席停止証明書」の用紙は、担任又は保健室に申し出ていただくか、本校ホームページよりダウンロードすることもできます。

※「池田高校ホームページ」→「保護者の皆さんへ」→「お知らせ・配布文書」

	感染症名	出席停止期間
第 2 種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、下顎腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他	感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、サルモネラ、カンピロバクター、マイコプラズマ、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎（RSウイルス等）、EBウイルス、単純ヘルペス、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属種（水いぼ）、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症等	

※その他は、第3種の感染症として扱う場合もあるものです。出席停止期間は、「症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」です。